

検 査 通 知

銃砲刀剣類所持等取締法第13条及び第10条の6の規定に基づき、下記により検査を行いますので通知します。

記

- 1 検査日時 平成20年 2月23日(土) 午前9時から午後3時までの間
- 2 検査場所 警視庁巣鴨警察署 4階 道場
- 3 検査対象物
あなたが所持している許可銃砲及び刀剣類と「所持許可証」
- 4 持参する物
 - (1) 許可銃砲及び刀剣類とその所持許可証
 - (2) この検査通知書と同封の必要書類(検査前に必要事項を記載押印して下さい。)
 - (3) 猟銃及び空気銃を所持する方
 - 狩猟用途の銃については、狩猟者登録証の写し又は狩猟者記章
 - 標的射撃用途の銃については、射撃履歴等の記載ある射撃団体会員手帳等
 - 銃保管庫の設置場所略図及び写真(手札判)
 - 猟銃用火薬類譲受許可証、無許可譲受許可票及び同封の「猟銃用実包保管数」(検査前に必要事項を記載してお持ち下さい。)
- 5 注意事項
 - (1) 代理人をして本検査を受けることはできません。
 - (2) 指定日に検査を受けられないときは、速やかに警察に連絡して下さい。
本人が、長期出張中等で不在の場合等、指定日に検査を受けられないときは、ご家族の方が連絡して下さい。

平成20年1月23日

警 視 庁 巣 鴨 警 察 署 長

連絡先係名 生活環境係

電 話 03-3910-0110

内線2652番